

令和6年4月5日

保護者の皆様

蟹江町教育委員会

令和6年度給食費保護者負担金について

日頃は、蟹江町給食センターの運営や学校給食の提供等について、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

給食費に係る保護者負担金については、平成10年度より一食当たり小学校で230円、中学校で270円をお願いいたしております。また、平成26年度は15円、平成27年度以降は30円の公費負担をさせていただいております。

令和6年度からは物価高騰などの影響により、一食当たり単価を増額することといたしました。ただし、保護者の皆様の負担が増えることのないよう、蟹江町議会の承認を得て、増額分を公費負担で補填することに決定いたしました。

つきましては、令和6年度の学校給食費保護者負担金および徴収方法の取り扱いについて、下記のとおりお知らせさせていただきます。

記

1 保護者負担金等（一食当たり）

	小学校	中学校	増減（R6-R5）
単 価	300円（260円）	340円（300円）	+40円
公 費 負 担	70円（30円）	70円（30円）	+40円
保護者負担金	230円	270円	増減なし

※括弧内は令和5年度

2 負担軽減対象者

蟹江町立小中学校に通学する児童生徒

3 保護者負担金の徴収方法（令和6年度から変更）

令和5年度までは毎月定額（小：4,000円、中：4,400円）をいただいておりますが、令和6年度以降は、実際の給食実施回数に応じた金額を翌月に納入していただきます。

※7月および3月は徴収月が異なります。毎月の徴収額等については、各校の学年だより等でご確認ください。

担当 蟹江町給食センター

電話 0567-95-1594